

体細胞クローン技術を用いて産出された牛及び豚並びにそれらの後代に由来する食品の安全性について

## 1. 経緯

体細胞クローン技術を用いて産出された家畜及びその後代に由来する食品（以下、体細胞クローン家畜等由来食品）については、厚生労働省及び農林水産省において研究事業が行われてきたところであり、現在までに以下のような報告が取りまとめられている。

- ・ 平成11年度厚生科学特別研究事業及び平成12年度～14年度厚生労働科学研究費補助金事業：「体細胞クローン牛については、従来の技術により産出された牛にはない特有の要因によって食品の安全性が損なわれることは考えがたい」と結論
- ・ 平成11年度～13年度の（社）畜産技術協会（農林水産省所管）による「クローン牛生産物性状調査」：「体細胞クローン牛の生産物（肉と乳）については、一般牛の生産物との間に生物学的有意差は認められない」と結論
- ・ 平成16年度～20年度先端技術を活用した農林水産研究高度化事業：（独）農業・食品産業技術総合研究機構畜産草地研究所（農林水産省所管）による「産業利用に向けた体細胞クローン牛に関する技術開発と調査（体細胞クローン後代牛の生産物性状に関する調査）」及び「体細胞クローン牛・後代牛の健全性ならびに生産物性状に関する国内調査」：「体細胞クローン後代牛が生産した乳肉の生産性状調査の中間報告において、栄養成分分析等の検査で得られたデータを一般牛が生産した乳肉で得られたものと比較した結果、生物学的な差異は認められない」と結論

これらの報告に加え、本年1月には米国食品医薬品局（FDA）から「体細胞クローン技術を用いて産出された牛、豚及び山羊並びにあらゆる体細胞クローン家畜の後代に由来する食品（肉及び乳）は、従来の繁殖方法で産出された家畜に由来する食品と安全性において同等である」とする評価結果が公表され、また欧州食品安全機関（EFSA）からも「体細胞クローン技術を用いて産出された牛及び豚並びにそれらの後代に由来する食品（肉及び乳）と、従来の繁殖方法で産出された家畜に由来する食品との間には安全性に関していかなる差異も存在しないであろう」とする意見書案が公表されたところである。

このように、国内外において体細胞クローン家畜等由来食品の安全性に関する知見が集積されてきたことから、これらの状況を踏まえるとともに、関係文献等の収集が終了したので、食品安全基本法の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価の依頼を行うこととした。

## 2. 今後の方針

食品安全委員会における食品健康影響評価の結果に基づき、厚生労働省としては、必要に応じて対応を検討することとしている。